

動物用インフルエンザワクチン国内製造用株選定委員会の設置規程

	平成22年10月15日
一部改正	平成23年4月20日
一部改正	平成23年6月23日
一部改正	平成26年4月28日
一部改正	平成27年4月16日
一部改正	平成28年4月14日
一部改正	平成29年5月14日
一部改正	平成29年8月23日
一部改正	平成30年4月10日
一部改正	平成30年6月25日

動物医薬品検査所

1 趣旨

抗原が変異しやすいインフルエンザウイルスに迅速に対応し、的確なワクチン製造用株を供給できるよう、野外流行株の情報収集及び情報解析に基づくワクチン株の定期的な見直し及び製造用株の選定が必要とされている。

このため、「動物用インフルエンザワクチン国内製造用株選定委員会」（以下「株選定委員会」という。）を動物医薬品検査所に設置し、鳥インフルエンザ（油性アジュバント）不活化ワクチン及び馬インフルエンザ不活化ワクチンの製造用株について、定期的な見直し及び製造用株の選定を行い、常に野外流行株に有効なインフルエンザワクチンを確保する。

2 検討事項

- (1) 現行製造用株の変更の要否
- (2) ワクチン候補株の選定
- (3) ワクチン候補株の製造用株としての適性確認

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、インフルエンザウイルス又は生物学的製剤に関する学識経験等を有する者のうちから、所長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
任期途中で退任した場合の後任者の任期は残りの期間とする。
- (3) 委員長は委員の互選によって選任し、委員長代理は委員のうちから委員長が指名する。
- (4) 委員長は、委員会の議事を運営する。
- (5) 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。
- (6) 動物医薬品検査所長は、必要に応じて、学識経験者、製薬会社関係者、畜産関係者等に、アドバイザー又はオブザーバーとして会議への出席を求めることができる。

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、非公開とする。
- (2) 委員会は、動物医薬品検査所長が招集する。

5 委員会の事務局

検査第一部内に事務局を置き、所長が任命した者が委員会の運営及び事務局の総括事務を担当する。なお、委員の委嘱及び委員会開催案内は、企画連絡室企画調整課が担当する。

6 その他

前項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別途定める。

附 則

この規程は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月25日から施行する。